

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 3
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 3
- 公示送達 (税務課) 4
- 亀岡市民間社会福祉施設サービス向上
補助金交付要綱の一部改正
(子育て支援課) 5
- 亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一
部改正 (土木管理課) 5
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 5
- 南丹都市計画道路の変更による図書の
縦覧 (都市計画課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 7
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 8

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の
縦覧 (農林振興課) 8
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 9
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 9
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 13

- 南丹都市計画道路の変更に係る関係図
書の写しの縦覧 (都市計画課) 17
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 17
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 18

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請
求及び合併協議会設置の請求に要する
有権者総数の50分の1の数 24
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の
解職請求に要する有権者総数の3分の
1の数 24
- 合併協議会設置協議について選挙人の
投票に付する請求に要する有権者総数
の6分の1の数 24
- 市の投票区を定める告示及び亀岡市農
業委員会委員選挙における投票区の設
置の一部改正 25

—— 公 告 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補
予定者説明会の開催 26

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 26

市立病院欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市立病院特別参与の設置に関する規程 27

告示

亀岡市告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成26年9月8日
亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成26年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第189号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年9月4日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年9月4日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 11台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第190号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年9月9日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第2期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成26年度第1期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成26年度第6月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略
9	督促状 平成26年度第6月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金
交付要綱（平成24年亀岡市告示第216号）
の一部を次のように改正する。

平成26年9月10日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「平成20年京都府告示第382号」を「平成16年京都府告示第704号」に改める。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月10日

亀岡市長 栗山正隆

第3条に次のただし書を加える。

ただし、当該年度中に電力会社の電気料金改定等により電気料金が著しく変更された場

合は、市長が認める範囲内において、助成基準額を変更できるものとする。

第4条中「毎年9月末日までに」を「市長が別に定める日までに」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第193号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年9月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1303-51050

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年9月10日

「揭示済」

亀岡市告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画道路を変更した。
当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年9月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 都市計画の種類
道路

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1号 紺屋三宅線（全線廃止）

廃止する区域

亀岡市荒塚町二丁目、紺屋町、紺屋町坤、本町、本町巽、横町、旅籠町、突抜町、北古世町一丁目、北古世町二丁目、三宅町並びに三宅町北ノ垣内及び野々神の各一部

(2) 3・4・4号 余部安町線

廃止する区域

亀岡市余部町和久成、天神又、榎又及び前川原並びに安町中畠の各一部

(3) 3・4・5号 西町亀岡停車場線

廃止する区域

亀岡市紺屋町、本町、内丸町及び西町の各一部

(4) 3・5・7号 亀岡停車場三宅線

追加及び廃止する区域なし

(5) 3・5・10号 並河運動公園線

廃止する区域

亀岡市曾我部町穴太出井、奥田、十壱、小原、達原及び東ノ辻、曾我部町重利矢折、西ノ垣内及び先代並びに曾我部町西

条下千代、上千代及び中檀ノ上の各一部
(6) 3・4・26号 並河北河原線

廃止する区域

亀岡市北河原町二丁目並びに余部町新堂、岸ノ下、清水又、上条及び天神又の各一部

(7) 3・5・101号 安町線

廃止する区域

亀岡市安町中畠の各一部

(8) 3・6・102号 下矢田三宅線（全線廃止）

廃止する区域

亀岡市下矢田町三丁目、古世町一丁目、古世町二丁目、古世町三丁目及び三宅町稲荷垣内の各一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第195号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年9月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1914-31006

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年9月17日

「揭示済」

亀岡市告示第196号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年9月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2313-21021

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年9月5日

3 無効になる日

平成26年9月22日

「揭示済」

亀岡市告示第197号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年9月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
J R 並河駅前自転車放置禁止区域
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年9月24日（水）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 8台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第198号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年9月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-62059

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年7月1日

3 無効になる日

平成26年9月25日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第39号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成26年10月3日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成26年10月6日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成26年10月20日までにこれを申し出ることができる。

平成26年9月3日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成26年9月4日

至 平成26年10月3日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第40号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成26年9月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

番号	(1) 捕獲日時	(2) 場 所	(3) 種類	(4) 毛色	(5) 性別	(6) 体格	(7) 犬の鑑札	(8) 注射済票	(9) その他
1	平成26年 9月1日 午前10時頃	亀岡市千歳町 千歳横井地内	雑種	白茶	雌	中型	なし	なし	
2	平成26年 9月1日 午前10時頃	亀岡市千歳町 千歳横井地内	雑種	茶	雌	小型	なし	なし	生後3ヶ月 未満

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成26年9月7日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室

電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年9月4日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号及び工事名 26建第2号 市営吉川住宅整備工事（第1工区）
- (2) 工事場所 亀岡市吉川町穴川地内
- (3) 工事種別 建築一式工事
- (4) 工事概要 補強コンクリートブロック造2階建て 119.97㎡ 4棟
- ・ 下水道接続工事 一式
 - 下水道接続 20戸
 - 水道給配水管敷設替え
 - 附帯工事（便所・台所等）
 - ・ 耐震補強工事 一式
 - RC壁開口閉鎖 各棟1住戸
 - ・ 大規模改修工事 一式
 - 屋根塗装替え工事
 - 外壁仕上げ改修工事
 - 空家改修工事
- (5) 予定価格（税込） 105,418,800円
- 【入札書比較価格（税抜） 97,610,000円】
- (6) 工期 契約日の翌日から平成27年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認

定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 ※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年9月4日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年9月4日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年9月11日（木） 午前9時から午後5時まで 平成26年9月12日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年9月17日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年9月8日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年9月19日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年9月24日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年10月1日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月2日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年10月3日（金） 午後1時30分	電子入札システムによる

※ 設計図書等閲覧の図面については、平成26年9月4日（木）午後1時00分から平成26年9月30日（火）午後5時15分までの間（閉庁日、閉庁時間を除く。）、亀岡市役所3階契約検査課で、本案件の入札参加資格要件を満たす者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年9月4日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

上拡配第3号

第5次拡張事業平和台配水池系送配水管布設工事（5工区）

(2) 工事場所

亀岡市西つつじヶ丘地内

(3) 工事種別

水道施設工事

(4) 工事概要

管きょ工（泥濃式推進工法）φ800 L=13.0m

立坑工 一式

地盤改良工 一式

送配水管布設工 D1PN φ600 L=16.2m

DSNS φ600 L=13.9m

- | | | |
|--------------|---|--------------|
| | 付帯工 | 一式 |
| | 舗装本復旧工 | 一式 |
| (5) 予定価格（税込） | 103,775,040円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） | 96,088,000円】 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から平成27年3月13日まで | |
| (7) 部分払 | 無 | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設」で登録された者で、特定建設業の許可を受け、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の「水道施設」の総合評定値（P）が1,000点以上である者。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県内に本社（本店）、支社（支店）、又は営業所がある者。
- (3) 主任（監理）技術者として、推進工法の工事において、口径500mm以上の施工実績がある技術者及び特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

(4) 配置予定技術者の施工実績・資格書（別紙様式3）

(5) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年9月4日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年9月4日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年9月11日（木） 午前9時から午後5時まで 平成26年9月12日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年9月17日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年9月8日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年9月19日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年9月24日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年10月1日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月2日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年10月3日（金） 午前11時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第43号

亀岡市長 栗山正隆

京都府から南丹都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

記

平成26年9月22日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 捕獲日時 平成26年9月19日
午前11時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市千歳町千歳横井地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 黒茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

- 1 都市計画の種類
道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 3・4・2号 新国道線
追加及び廃止する区域なし
 - (2) 3・3・3号 重利西町線
廃止する区域
亀岡市西町の一部
 - (3) 3・4・6号 保津新国道線
追加及び廃止する区域なし
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成26年9月28日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

「揭示済」

亀岡市公告第44号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成26年9月25日

亀岡市公告第45号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年9月26日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第4号 市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区その4）

(2) 工事場所

亀岡市篠町柏原地内

(3) 工事種別

土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長

L=208.0m

W=11.0m

土工

1.0式

ブロック積工

大型コンクリートブロック積

A=154.2m²

カルバート工

2号函渠工（BOXカルバート B1800×H1500）

L=8.8m

排水工

1型街渠工

L=114.1m

1-1型街渠工

L=77.5m

2型街渠工

L=48.9m

3型街渠工

L=3.9m

6型街渠工

L=4.7m

8型街渠工

L=1.2m

9型街渠工

L=7.0m

自由勾配側溝工（B300×H300）

L=5.2m

自由勾配側溝工（B300×H400）

L=13.5m

管渠工

L=17.7m

集水樹工

1型街渠樹

N=7.0箇所

集水樹工

N=2.0箇所

舗装工

下層路盤（RC-30）

A=1503.9m²

上層路盤（RM-30）

A=1473.3m²

- | | | |
|------|---------------------|---|
| | 基層（再生粗粒度As） | A = 1472.4m ² |
| | 取付舗装（再生粗粒度As） | A = 90.3m ² |
| | 歩道路盤（RC-30） | A = 863.6m ² |
| | 歩道表層（インターロッキングブロック） | A = 863.6m ² |
| | 縁石工 | |
| | 縁石工 | L = 202.3m |
| | 構造物撤去工 | 1.0式 |
| (5) | 予定価格（税込） | 46,234,800円 |
| | 【入札書比較価格（税抜） | 42,810,000円】 |
| (6) | 工期 | 契約日の翌日から平成27年3月31日まで |
| (7) | 部分払 | 無 |
| (8) | 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) | 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |
| (10) | 最低制限価格 | 採用 |
| (11) | 入札保証金 | 免除 |
| (12) | 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) | 支給材料及び貸与品 | 無 |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、

随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。
また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年9月26日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年9月26日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年10月1日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月2日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年10月3日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	

質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年9月30日（火） 午後5時まで 設計図書にする質問 平成26年10月6日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年10月8日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年10月15日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年10月16日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年10月17日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

上野	美代子
格畑	輝美
川勝	啓史
児玉	泰子
高木	玲子
多胡	麻衣
中川	朋子
中村	彰
中村	正
原	和久
松本	行雄
杜	恵美子
八木	優子
和田	衛

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します

平成26年9月3日

(各 通)

上林	研二
木藤	伸一朗
小林	正子
櫻井	俊則
渡邊	裕文
小島	義秀
齊藤	一義
馬場	隆
日高	省子
湊	泰孝
荒田	豊
井上	昌啓
田中	義雄
辻	謙一
三上	喜範
桂川	孝裕
北山	尚美
田中	英夫

(各 通) 廣 瀬 千鶴子
牧 野 吉 明

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は平成28年9月4日までとします
平成26年9月5日

中 尾 朋 由
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます
平成26年9月7日

村 上 敬
亀岡市防災会議委員に委嘱します
平成26年9月8日

井 上 昌 啓
亀岡市教育委員会委員の任命を解きます
平成26年9月30日

教育委員会欄

任免及び辞令

森 麻由子
亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します
平成26年9月1日

浅 田 勝 彦
伊多波 良 雄
大 野 照 文
加 藤 美智恵
小 林 丈 広
関 口 征 治
田 中 美賀子
田 中 弥 生
田 中 曜 次
中 井 伸 男
永 光 寛
西 田 めぐみ
原 田 禎 夫
船 越 卓

(各 通)

亀岡市新資料館構想策定委員会委員に委嘱しま
す
平成26年9月5日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第47号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1,481人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24,671人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12,336人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示及び亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年9月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

(公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示の一部改正)

第1条 公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示(昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

第3投票区	東別院町のうち 神原、小泉、大野、東掛、南掛、湯谷、倉谷、鎌倉(第43投票区に属する区域を除く。)の区域
第4投票区	東別院町のうち 栢原の区域

」

を

「

第3投票区	東別院町のうち 神原、小泉、東掛、大野、南掛、湯谷、倉谷、鎌倉(第43投票区に属する区域を除く。)、栢原の区域
-------	--

」

に改める。

(亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置の一部改正)

第2条 亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置(昭和32年亀岡市選挙管理委員会告示第35号)の一部を次のように改正する。

本則ただし書中「第4投票区」を「第3投票区」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第1号

平成27年1月25日執行予定の亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成26年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

記

- 1 日 時 平成26年12月13日(土)
午後1時から
- 2 場 所 亀岡市役所1階 市民ホール
- 3 対象者 亀岡市議会議員一般選挙の立候補予定者又はその代理人

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成26年9月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
194	昭栄管工	西尾あや子	滋賀県野洲市小篠原 1731-15

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院特別参与の設置に関する規程を次のように定める。

平成26年9月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第4号

亀岡市立病院特別参与の設置に関する規程

(設置)

第1条 亀岡市立病院に、特別参与を置くことができる。

(職務)

第2条 特別参与は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める病院経営の重要な施策に参画し、その処理に当たる。

(選任)

第3条 特別参与は、病院経営に関し高い識見を有する者のうちから、管理者が選任する。

(勤務)

第4条 特別参与は、非常勤とする。

(任期)

第5条 特別参与の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第6条 特別参与に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

「揭示済」